

平成29年 No.41

○国立大学法人東京学芸大学におけるウェブサイト等の運営規程の一部を改正する規程

改正理由

国立大学法人東京学芸大学有料広告掲載に関する規則の制定に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成29年10月18日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学におけるウェブサイト等の運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成29年10月19日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成29年規程第30号

国立大学法人東京学芸大学におけるウェブサイト等の運営規程の  
一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学におけるウェブサイト等の運営規程（平成24年第14号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学におけるウェブサイト等の運営規程の一部改正について

改正理由：国立大学法人東京学芸大学有料広告掲載に関する規則の制定に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(掲載コンテンツ)</p> <p>第5条 前3条に規定するウェブサイト等は、本学の諸活動に関する情報を、原則として学外へ発信するために活用するものとする。ただし、次の各号にいずれかに該当するものは、掲載してはならない。</p> <p>(1)～(7) 〔省略〕</p> <p>(8) 営利を目的とするもの <u>(国立大学法人東京学芸大学有料広告掲載に関する規則(平成29年規則第21号)第5条に基づき掲載が許可されたものを除く。)</u></p> <p>(9)～(11) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成29年10月19日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(掲載コンテンツ)</p> <p>第5条 前3条に規定するウェブサイト等は、本学の諸活動に関する情報を、原則として学外へ発信するために活用するものとする。ただし、次の各号にいずれかに該当するものは、掲載してはならない。</p> <p>(1)～(7) 〔省略〕</p> <p>(8) 営利を目的とするもの。</p> <p>(9)～(11) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>